

三十三 第56条の3 (計画造林準備金) 関係

改 正 後	改 正 前
(造林を行った場合の計画造林準備金の取崩額) 56の3 - 4措置法第50条.....100分の30.....	(造林を行った場合の計画造林準備金の取崩額) 56の3 - 4同法第50条.....100分の25.....

三十四 第57条 (プログラム等準備金) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(証明データベースの利用の許諾に係る収入金額)</p> <p>57 - 2 措置法令第33条第12項第1号.....</p> <p>(契約書の範囲)</p> <p>57 - 4 措置法令第33条第14項第1号.....</p> <p>(対価の額が3,000万円以上であるかどうかの判定)</p> <p>57 - 5 措置法令第33条第14項第2号.....</p> <p>(割戻しがある場合の収入金額)</p> <p>57 - 6措置法令第33条第3項、第6項、第10項、第12項及び第15項.....</p>	<p>(証明データベースの利用の許諾に係る収入金額)</p> <p>57 - 2 措置法令第33条第10項第1号.....</p> <p>(契約書の範囲)</p> <p>57 - 4 措置法令第33条第12項第1号.....</p> <p>(対価の額が3,000万円以上であるかどうかの判定)</p> <p>57 - 5 措置法令第33条第12項第2号.....</p> <p>(割戻しがある場合の収入金額)</p> <p>57 - 6措置法令第33条第3項、第5項、第8項、第10項及び第13項.....</p>

三十五 旧第57条の2 (湯水準備金) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(廃止)</p> <p>(廃止)</p> <p>(廃止)</p> <p>(廃止)</p>	<p><u>第57条の2 (湯水準備金) 関係</u></p> <p><u>(電気事業法の許可を得た目的外支出)</u> 57の2 - 1 湯水準備金勘定を有している法人が、当該湯水準備金勘定の金額を電気事業法第38条第2項の規定により通商産業大臣の許可を得て湯水により特に増加した費用以外の目的に充てた場合においても、当該充てた金額は、措置法第57条の2第4項第3号の規定の適用があることに留意する。</p> <p><u>(湯水準備金勘定の取崩し)</u> 57の2 - 2 湯水準備金勘定の金額を取り崩して湯水により特に増加した費用に充てる場合において、既に湯水準備金勘定の金額について電気事業法第38条第1項に規定する通商産業省令の規定による当該湯水準備金の基準額の2分の1に相当する金額を超過していたため損金の額に算入されなかった金額があるときは、当該湯水により特に増加した費用に充てる金額は、まず、損金の額に算入された金額から充てるものとする。</p> <p><u>(農業協同組合等の行う電気事業に対する湯水準備金の不適用)</u> 57の2 - 3 措置法第57条の2に規定する湯水準備金勘定に積み立てた金額についての課税の特例は、電気事業法第38条の規定により積み立てた金額についてだけ適用される。したがって、農山漁村電気導入促進法の規定に基づき電気導入事業を行う農業協同組合等は、通商産業大臣の許可を受けて電気事業を営む者ではないので電気事業法第38条の規定の適用がなく、湯水準備金を積み立てることを強制されていないから、措置法第57条の2に規定する湯水準備金勘定に積み立てた金額についての課税の特例の適用を受けることはできないことに留意する。</p>

三十六 第57条の5 (保険会社等の異常危険準備金) 関係

改 正 後	改 正 前
(廃止)	<p><u>(異常危険準備金勘定への損金繰入れの適用のない消費生活協同組合等)</u> <u>57の5 - 4 火災共済事業を行う消費生活協同組合又は消費生活協同組合連合会であっても、共済契約者1人につき共済金額の総額が5万円を超えない共済事業を行うものは、消費生活協同組合法第50条の2の規定の適用がないのであるから(消費生活協同組合共済事業財務処理規則(昭和29年厚生省令第48号)附則第2項)、当該組合については、措置法第57条の5の規定の適用がないことに留意する。</u></p>
<p>(異常危険準備金の計算方法) <u>57の5 - 4</u></p>	<p>(異常危険準備金の計算方法) <u>57の5 - 5</u></p>
<p>(損金の額に算入されなかった異常危険準備金) <u>57の5 - 5</u></p>	<p>(損金の額に算入されなかった異常危険準備金) <u>57の5 - 6</u></p>
<p>(損金の額に算入されなかった異常危険準備金がある場合) <u>57の5 - 6</u></p>	<p>(損金の額に算入されなかった異常危険準備金がある場合) <u>57の5 - 7</u></p>

改 正 後	改 正 前								
<p>(特別の技術による生産方式及びこれに準ずるものの意義) 58 - 3 措置法令第34条第4項.....</p> <p>(第三者を通ずる取引) 58 - 3の2 措置法第58条第2項の<u>かっこ書</u>.....技術役務の提供... (注)法人が技術役務の提供.....</p> <p>(生産設備の建設等に関する技術役務の提供) 58 - 4 措置法第58条第2項第1号.....措置法令第34条第4項第1号.....</p> <p>(技術役務の提供と工業所有権等の提供との関係) 58 - 6 措置法第58条第2項に規定する技術役務の提供には、措置法令第34条第4項本文<u>かっこ書</u>の工業所有権等の提供は含まれないのであるが、その取引が技術役務の提供に該当するかどうかは、次に掲げる両者の差異、提供された役務又は権利の実態、契約の内容等を勘案して個々に判定することに留意する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">技 術 役 務 の 提 供</th> <th style="text-align: center;">工 業 所 有 権 等 の 提 供</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;"><u>サービスの性格から一身専属的であり、一般に流通性がない。</u></td> <td style="padding: 5px;"><u>取引の対象となる物件そのものが客観的に独立した価値があり、一般に流通性が認められる。</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(アメリカ合衆国及びその属地の意義) 58 - 6の2 措置法令第34条第5項に規定する「アメリカ合衆国及びその属地」には、アメリカ合衆国の各州(コロンビア特別区を含む)並びにウェーク島、グアム島、ジョンストン島、ナバッサ島、ペーカー島、米領ヴァージン諸島、米領サモア及びミッドウェー諸島のほか、プエルト・リコ及び北マ</p>	技 術 役 務 の 提 供	工 業 所 有 権 等 の 提 供	<u>サービスの性格から一身専属的であり、一般に流通性がない。</u>	<u>取引の対象となる物件そのものが客観的に独立した価値があり、一般に流通性が認められる。</u>	<p>(特別の技術による生産方式及びこれに準ずるものの意義) 58 - 3 措置法第58条第2項第1号.....</p> <p>(第三者を通ずる取引) 58 - 3の2 措置法第58条第2項第1号及び第2号の<u>かっこ書</u>..... <u>特許権等の提供又は技術役務の提供</u>..... (注)法人が特許権等の提供又は技術役務の提供.....</p> <p>(生産設備の建設等に関する技術役務の提供) 58 - 4 措置法第58条第2項第2号イ.....措置法令第34条第8項第1号.....</p> <p>(特許権等の提供と技術役務の提供との関係) 58 - 6 措置法第58条第2項第1号に規定する特許権等の提供に該当するか同項第2号に規定する技術役務の提供に該当するかどうかは、提供された権利又は役務の実態、契約の内容等により個々に判定するのであるが、その差異はおおむね次の点にあるから、これを勘案して判定するものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">特 許 権 等 の 提 供</th> <th style="text-align: center;">技 術 役 務 の 提 供</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;"><u>取引の対象となる物件そのものが客観的に独立した価値があり、一般に流通性が認められる。</u></td> <td style="padding: 5px;"><u>サービスの性格から一身専属的であり、一般に流通性がない。</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(新 設)</p>	特 許 権 等 の 提 供	技 術 役 務 の 提 供	<u>取引の対象となる物件そのものが客観的に独立した価値があり、一般に流通性が認められる。</u>	<u>サービスの性格から一身専属的であり、一般に流通性がない。</u>
技 術 役 務 の 提 供	工 業 所 有 権 等 の 提 供								
<u>サービスの性格から一身専属的であり、一般に流通性がない。</u>	<u>取引の対象となる物件そのものが客観的に独立した価値があり、一般に流通性が認められる。</u>								
特 許 権 等 の 提 供	技 術 役 務 の 提 供								
<u>取引の対象となる物件そのものが客観的に独立した価値があり、一般に流通性が認められる。</u>	<u>サービスの性格から一身専属的であり、一般に流通性がない。</u>								

リアナ諸島（グアム島を除く。）が含まれることに留意する。

（発行済株式）

58 - 7 措置法第58条第2項.....

（直接又は間接保有の株式）

58 - 8 法人が技術役務の提供.....措置法第58条第2項.....

.....

（注）.....

（廃止）

（収入金額から控除すべき支出金額の範囲）

58 - 13

（技術等海外取引の証明）

58 - 14近畿通商産業局通商部投資交流促進課.....

（注）.....

（所得の特別控除とみなし外国税額控除との選択適用）

58 - 1558 - 15.....

（注）.....

（発行済株式）

58 - 7 措置法第58条第2項各号及び措置法令第34条第5項.....

（直接又は間接保有の株式）

58 - 8 法人が特許権等の提供又は技術役務の提供.....措置法第58

条第2項各号.....

（注）.....

（特許権等の提供の対価に該当しないもの）

58 - 13 法人が、特許権等の提供の契約に伴って受ける金額のうち次に掲げる費用の額に相当する金額は、特許権等の提供の対価には該当しないことに留意する。ただし、当該金額が当該契約の対価として一括して受ける金額のうちに含まれており、かつ、これを区分することが困難な場合には、次に掲げる指導等が独立して行われる技術役務の提供と認められない限り、その一括して受ける金額の全部を対価として差し支えないものとする。

① 特許権等の提供契約に付随して、法施行地において相手方の技術者等に対して指導する場合等の滞在に要する費用その他これらに準ずる費用

② 特許権等の提供契約に付随して、その相手方国に対して派遣した技術者等に対する滞在費、在外手当その他これらに準ずる費用

（注）独立した技術役務の提供のうちには、特別控除の規定の適用のあるものと、ないものがあることに留意する。

（収入金額から控除すべき支出金額の範囲）

58 - 14

（特許権等の証明）

58 - 15近畿通商産業局通商部貿易振興課.....

（注）.....

（所得の特別控除とみなし外国税額控除との選択適用）

58 - 15の258 - 15の2.....

（注）.....



三十八 第61条 (農業協同組合等の留保所得の特別控除) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(員外利用割合が20%を超えるかどうかの判定)</p> <p>61 - 12</p> <p>(1)</p> <p>(2) 森林組合については、<u>森林組合法第9条第1項第1号から第4号まで及び同条第2項第1号から第14号までの各号の区分</u></p> <p>(3)</p> <p>(4)</p> <p>(5)</p> <p>(6)</p> <p>(7)</p> <p>(8)</p> <p>(9) 商工組合連合会については、<u>中小企業団体の組織に関する法律第33条において準用する同法第17条第2項第1号から第4号までの各号の区分</u></p> <p>(10) 事業協同組合及び事業協同小組合については、<u>中小企業等協同組合法第9条の2第1項第1号から第5号までの各号の区分</u></p> <p>(11) 事業協同組合連合会については、<u>中小企業等協同組合法第9条の9第1項第2号及び第4号から第7号までの各号の区分</u></p> <p>(12)</p> <p>(13)</p> <p>(14)</p>	<p>(員外利用割合が20%を超えるかどうかの判定)</p> <p>61 - 12</p> <p>(1)</p> <p>(2) 森林組合については、<u>森林組合法第9条第1項及び同条第2項第1号から第14号までの各号の区分</u></p> <p>(3)</p> <p>(4)</p> <p>(5)</p> <p>(6)</p> <p>(7)</p> <p>(8)</p> <p>(9) 商工組合連合会については、<u>中小企業団体の組織に関する法律第33条において準用する同法第17条第2項第1号から第3号までの各号の区分</u></p> <p>(10) 事業協同組合及び事業協同小組合については、<u>中小企業等協同組合法第9条の2第1項第1号から第4号までの各号の区分</u></p> <p>(11) 事業協同組合連合会については、<u>中小企業等協同組合法第9条の9第1項第2号及び第4号から第6号までの各号の区分</u></p> <p>(12)</p> <p>(13)</p> <p>(14)</p>

三十九 第61条の3 (農用地等を取得した場合の課税の特例) 関係

改 正 後	改 正 前
(農業用の機械及び装置) 61の3 - 3 (注).....平成6年3月31日付農林水産省告示第607号別表.....	(農業用の機械及び装置) 61の3 - 3 (注).....平成5年8月2日付農林水産省告示第876号別表.....

四十 第62条の3 (土地の譲渡等がある場合の特別税率) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(譲渡損失がある場合の譲渡利益金額の合計額)</p> <p>62の3(1)-2</p> <p>(注) 措置法第62条の3第1項に規定する「土地の譲渡等に係る譲渡利益金額の合計額」がマイナスとなる場合であっても、当該マイナスの金額は、同条第8項に規定する「土地等の譲渡に係る譲渡利益金額の合計額」又は同法第63条第1項に規定する「短期所有に係る土地の譲渡等に係る譲渡利益金額の合計額」の計算上通算することができないことに留意する。</p> <p>(一団の宅地の面積の判定)</p> <p>62の3(5)-17</p> <p>(1)62の3(5)-21.....</p> <p>(2)</p> <p>(3)62の3(5)-20.....62の3(5)-20.....</p> <p style="text-align: right;">(廃止)</p> <p style="text-align: right;">(廃止)</p>	<p>(譲渡損失がある場合の譲渡利益金額の合計額)</p> <p>62の3(1)-2</p> <p>(注) 措置法第62条の3第1項に規定する「土地の譲渡等に係る譲渡利益金額の合計額」がマイナスとなる場合であっても、当該マイナスの金額は、同条第8項に規定する「土地等の譲渡に係る譲渡利益金額の合計額」、同法第63条第1項に規定する「短期所有に係る土地の譲渡等に係る譲渡利益金額の合計額」又は同法第63条の2第1項に規定する「超短期所有に係る土地の譲渡等に係る譲渡利益金額の合計額」の計算上通算することができないことに留意する。</p> <p>(一団の宅地の面積の判定)</p> <p>62の3(5)-17</p> <p>(1)62の3(5)-24.....</p> <p>(2)</p> <p>(3)62の3(5)-23.....62の3(5)-23.....</p> <p>(許可等を要しない場合の不適用)</p> <p>62の3(5)-20 国土利用計画法第14条第2項又は第23条第2項若しくは第27条の4第2項(第27条の7第1項において準用する場合を含む。)の規定により同法第14条第1項に規定する都道府県知事の許可又は第23条第1項若しくは第27条の4第1項(第27条の7第1項において準用する場合を含む。)に規定する都道府県知事への届出を要することなく行うことができる土地等の譲渡は、措置法第62条の3第4項第8号に掲げる土地等の譲渡に該当しないことに留意する。</p> <p>(国土利用計画法による許可を受けて行われる土地等の譲渡)</p> <p>62の3(5)-21 措置法第62条の3第4項第8号の国土利用計画法第14条第1項の規定による許可を受けて行われる土地等の譲渡とは、同項の規定による許可を受けた後において当該許可に係る内容に従って締結した売買契約に基づいて行われる土地等の譲渡をいうのであるから、土地等の譲渡が当該許可の</p>

内容と異なる事項を約した売買契約（その買取価額が当該許可に係る予定対価の額未満である売買契約を除く。）に基づいて行われているときは、たとえ法人税申告書に措置法規則第21条の19第1項第8号に掲げる書類を添付している場合であっても、当該売買契約に基づく土地等の譲渡は、措置法第62条の3第4項第8号に掲げる土地等の譲渡に該当しないことに留意する。

(廃止)

(国土利用計画法による届出をして行われる土地等の譲渡)

62の35)-22 措置法第62条の3第4項第8号の国土利用計画法第27条の4第1項(第27条の7第1項において準用する場合を含む。)の規定による届出をして行われる土地等の譲渡とは、同項の規定による届出をした日から起算して6週間を経過した日(同日前に都道府県知事から同法第27条の5第2項(第27条の8第2項において準用する場合を含む。)に規定する勧告をしない旨の通知を受けた場合には、当該通知を受けた日。以下(1)において同じ。)以後において当該届出に係る内容に従って締結した売買契約に基づいて行われる土地等の譲渡をいうのであるから、土地等の譲渡が次に掲げる売買契約に基づき行われているときは、たとえ法人税申告書に措置法規則第21条の19第1項第8号に掲げる書類を添付している場合であっても、当該売買契約に基づく土地等の譲渡は、措置法第62条の3第4項第8号に掲げる土地等の譲渡に該当しないことに留意する。

(1) 当該届出をした日から起算して6週間を経過した日の前日までの間に締結した売買契約

(2) 当該届出の内容と異なる事項を約した売買契約(その買取価額が当該届出に係る予定対価の額未満である売買契約を除く。)

(住宅建設の用に供される一団の宅地の造成の意義)

62の35)-20

(土地区画整理法に規定する組合員である個人又は法人の意義)

62の35)-21

(土地区画整理事業等の施行地区内の土地等の譲渡)

62の35)-22

.....62の35)-22.....

(1)

(住宅建設の用に供される一団の宅地の造成の意義)

62の35)-23

(土地区画整理法に規定する組合員である個人又は法人の意義)

62の35)-24

(土地区画整理事業等の施行地区内の土地等の譲渡)

62の35)-25

.....62の35)-25.....

(1)

- ②)
- ③)
- ④)

(住宅又は中高層の耐火共同住宅の建設を行う者)

62の35)- 23

(中高層の耐火共同住宅の住居の用途に供する独立部分及び床面積の判定)

62の35)- 24

(床面積の4分の3以上に相当する部分が専ら居住の用に供されるものであるかどうかの判定)

62の35)- 25

(優良住宅の認定を受けた併用住宅の敷地)

62の35)- 26

(土地等の一部が住宅以外の施設の敷地の用に供される場合の除外規定の適用)

62の35)- 27

(換地処分後の土地等の譲渡)

62の35)- 28

(一の住宅の意義等)

62の35)- 29 62の35)- 29.....

(注)

(併用住宅の場合)

62の35)- 30 62の35)- 30..... 62の35)- 30.....

.....

(注)

(床面積の意義)

62の35)- 31

- ②)
- ③)
- ④)

(住宅又は中高層の耐火共同住宅の建設を行う者)

62の35)- 26

(中高層の耐火共同住宅の住居の用途に供する独立部分及び床面積の判定)

62の35)- 27

(床面積の4分の3以上に相当する部分が専ら居住の用に供されるものであるかどうかの判定)

62の35)- 28

(優良住宅の認定を受けた併用住宅の敷地)

62の35)- 29

(土地等の一部が住宅以外の施設の敷地の用に供される場合の除外規定の適用)

62の35)- 30

(換地処分後の土地等の譲渡)

62の35)- 31

(一の住宅の意義等)

62の35)- 32 62の35)- 32.....

(注)

(併用住宅の場合)

62の35)- 33 62の35)- 33..... 62の35)- 33.....

.....

(注)

(床面積の意義)

62の35)- 34

(国土利用計画法の許可を受けて買い取られる場合)

62の3(5)-32 措置法規則第21条の19第8項第1号イ(1)に規定する「国土利用計画法第14条第1項の規定による許可を受けて当該土地等が買い取られる場合」とは、同項の規定による許可を受けた後において当該許可に係る内容に従って締結した売買契約に基づいて買い取られる場合をいうのであるから、土地等の譲渡が当該許可の内容と異なる事項を約した売買契約(その買取価額が当該許可に係る予定対価の額未満である売買契約を除く。)に基づいて行われているときは、たとえ法人税申告書に措置法規則第21条の19第8項第1号イ(1)に掲げる書類を添付している場合であっても、当該売買契約に基づく土地等の譲渡は、措置法第62条の3第5項に掲げる土地等の譲渡に該当しないことに留意する。

(国土利用計画法の届出をして買い取られる場合)

62の3(5)-33 措置法規則第21条の19第8項第1号イ(2)に規定する「国土利用計画法第27条の4第1項(第27条の7第1項において準用する場合を含む。)の規定による届出をして当該土地等が買い取られる場合」とは、同法第27条の4第1項(第27条の7第1項において準用する場合を含む。)の規定による届出をした日から起算して6週間を経過した日(同日前に都道府県知事から同法第27条の5第3項(第27条の8第2項において準用する場合を含む。)に規定する催告をしない旨の通知を受けた場合には、当該通知を受けた日。以下(1)において同じ。)以後において当該届出に係る内容に従って締結した売買契約に基づいて買い取られる場合をいうのであるから、土地等の譲渡が次に掲げる売買契約に基づき行われているときは、たとえ法人税申告書に措置法規則第21条の19第8項第1号イ(2)に掲げる書類を添付している場合であっても、当該売買契約に基づく土地等の譲渡は、措置法第62条の3第5項に掲げる土地等の譲渡に該当しないことに留意する。

(1) 当該届出をした日から起算して6週間を経過した日の前日までの間に締結した売買契約

(2) 当該届出の内容と異なる事項を約した売買契約(その買取価額が当該届出に係る予定対価の額未満である売買契約を除く。)

(確定優良住宅地等予定地のための譲渡が優良住宅地等のための譲渡に該当することとなった場合の証明書類)

(新設)

(新設)

(確定優良住宅地等予定地のための譲渡が優良住宅地等のための譲渡に該当することとなった場合の証明書類)

62の3(5)-34

(証明書類の添付がなかったことについてやむを得ない事情がある場合の除外規定の適用)

62の3(6)-14 法人が、措置法第62条の3第4項又は第5項の規定の適用を受ける旨の法人税申告書に措置法規則第21条の19第1項各号又は第8項各号に掲げる書類を添付していない場合であっても、当該法人税申告書の提出後にこれらの書類が提出され、かつ、その添付がなかったことについてやむを得ない事情があると認められるときは、措置法第62条の3第4項又は第5項の規定の適用を認めて差し支えない。

62の3(5)-35

(新 設)